

利用案内

学校校庭夜間照明



No.	運動施設	住所	駐車場	種目	面	金額
1	石神小学校	新座市石神1-10-20	3台	サッカー(小学生のみ)	1面	2,080円
2	新座中学校	新座市野火止2-4-1	5台	サッカー	1面	4,160円
				ソフトボール	2面	2,080円
3	第三中学校	新座市池田1-1-1	5台	サッカー	1面	2,080円
				ソフトボール	1面	2,080円
4	第四中学校	新座市大和田4-17-1	10台	サッカー	1面	4,160円
				ソフトボール	2面	2,080円

※ 石神小学校は、小学生のサッカーチームのみのご利用となります。

※ 第三中学校は、正式な広さがないためサッカーの試合はできません。

《利用に関する問合せ》



新座市イメージキャラクター ソウキリン

施設	新座市民総合体育館
住所	〒352-0022 新座市本多2丁目1番20号
電話番号	048-478-8011 (FAX) 048-478-8013
受付時間	午前9時から午後9時まで
休館日	第2・第4月曜日(但し祝日の場合は翌日)
施設管理者	新座市体育施設等指定管理者 公益財団法人新座市スポーツ協会

1 利用時間

区分	使用期間	使用時間		備考
小学校	4月～9月	19時～21時		利用時間は、準備から片付け(整備・清掃)までの時間を含みます。
	10月～3月	夜間1	17時～19時	
		夜間2	19時～21時	
中学校	通年	19時～21時		

2 利用手続等

新座市民総合体育館受付窓口にて「新座市公共施設予約システム利用者登録申請書」に必要事項を記入の上、利用者登録を行ってください。

※ スポーツ、レクリエーション活動を目的とした団体の方となります。

※ 登録の際は、代表者の方が必ず本人が確認できるものを持参の上、構成員の氏名、住所、年齢を所定の申請書へ記載してください。

※ 中学生以下の団体の場合は、保護者(成人の責任者)が必要となります。

①登録条件について

◆構成員が10名以上の団体であることが登録条件

市内団体登録するには、(1)の人数要件に加え、(2)又は(3)に該当することが必要です。

●市内団体登録

(1) 新座市に在住、在勤又は在学の方が10名以上(構成員が15名以上の場合は全体の3分の2以上が必要)で構成された団体

(2) 対外試合等を行う団体は、市内の競技連盟等に所属していること

(3) レクリエーション活動を目的としたサークル又は競技連盟がないスポーツ団体

②利用予約申込について

「新座市公共施設予約システム」または「新座市民総合体育館受付窓口」にて仮予約手続を行います。

仮予約後、利用日の3日前までに新座市民総合体育館受付窓口にて使用料の納入を行ってください。

なお、仮予約をした日が利用日3日以内の場合は、利用日前日までに納入してください。

納入後、本予約となります。(納入後は、原則返金できません)

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選結果確認 及び 抽選制限内申込期間	抽選後の空き 施設申込期間	利用制限
市内団体	利用月の 3か月前の 1日から9日まで	抽選申込月の 10日	制限なし	抽選申込月の 11日から利用日 の前日まで	制限なし
市外団体	市外団体は学校校庭夜間照明を使用できません				

3 利用取消について

使用料納入後に利用取消をする場合は、利用日の3日前までに「還付申請手続」を行うことで使用料の半額を還付します。ただし、利用日から3日以内になると払い戻しできません。

※ 「還付申請手続」には、利用許可書、利用者の印鑑及び振込口座名等の記載が必要となります。

◆悪天候等で使用できなかった場合は、「還付申請手続」を行うことで使用料の全額を還付いたします。

※ 「還付申請手続」には、利用許可書、利用者の印鑑及び振込口座名等の記載が必要となります。

4 利用日の変更(振替)について

◆悪天候等で使用できなかった場合に限る

ア 「還付申請手続」を行い使用料の全額を還付します。

イ 同条件で「予約システム」にて仮予約を行い、本予約の際に悪雨天時の許可書を提出して振替を行います。

※ 振替については、年度内をお願いいたします。

※ 年度を超えた場合は、「還付申請手続」行ってください。

5 鍵の借用(照明)

石神小 新座中 三中 四中 は照明の鍵があります。

利用の前日又は当日に「新座市民総合体育館」まで照明の鍵を受け取りに来館してください。

返却については、利用終了時間より30分以内に返却をお願いします。

※ 利用日が市民総合体育館の休館日あたる場合は、前日までに来館してください。

※ 鍵の紛失には注意してください。

◆返却が遅れる場合

必ず新座市民総合体育館へ連絡をしてください。連絡無く返却が遅れた団体については、それ 以後の申請を取消、次回からの申請受付をお断りすることがあります。

6 施設の利用の制限について

新座市暴力団排除条例の規定に基づき、施設の利用が暴力団の利益となる利用等と認められるときは、利用等を許可しません。また、許可した後に暴力団の利益となる利用等であることが判明した場合は、利用等の許可を取り消します。なお、暴力団の利益となる利用等を制限するため、利用等の許可の決定にあたり、必要と認める場合には、所管の警察署に照会する場合があります。

7 利用上の注意 ※守れない場合には、以後の利用受付をお断りすることがあります。

1	グラウンドコンディション不良による利用中止の判断については利用時間の概ね2時間前に新座市民総合体育館まで御確認ください。
2	第三中学校については、1面の広さが正式なサッカーの広さがございませんので御注意ください。
3	ご来場の際、児童・生徒の下校時間と重なる可能性があるため、利用開始15分前を目安にご来場ください。また、お車でご来場の場合は、学校敷地内では最徐行で走行するようお願いいたします。
4	利用時間は、準備から後片付けまでの時間を含んだものです。使用後の整理整頓、清掃は全て利用者が行ってください。また利用終了後は、速やかにご退場ください。
5	利用の権利の譲渡・転貸をすることはできません。無断で利用許可内容を変更した場合、それ以後の利用受付をお断りすることがあります。
6	年末年始(12月29日～1月3日)及びその他必要に応じて臨時に休場することがあります。
7	学校敷地内での飲食・喫煙や、酒気を帯びての利用はできません。
8	ゴミ等は必ず各自でお持ち帰りください。
9	学校施設を借用していますので、施設及び器具類は、大切に利用してください。
10	危険物の持ち込み及び火気の使用はしないでください。
11	ペット等を連れての入場やゴルフの練習はできません。
12	敷地内において許可なく物品の販売や貼紙などは固くお断りします。
13	駐車場のご利用について ※近隣の方々の御迷惑にならないよう下記を厳守してください。 ① 指定された駐車場及び駐輪場に停めてください。 ② 駐車場でスポーツ活動を行うことはできません。 ③ アイドリングは禁止です。また発着は丁寧に行ってください。 ④ グラウンド内へのお車の乗り入れは禁止です。
14	石神小学校については駐車可能台数が3台となっております。車でお越しの場合は乗り合いでお越しください。各施設の AED の設置場所は <u>体育館と職員室</u> です。

8 施設案内図

